

達令公示第 12 号

教区青少幼年教化推進本部規程の一部を改正する達令を次のように公示する。

2025 年 6 月 27 日

宗務総長 木 越 渉

教区青少幼年教化推進本部規程の一部を改正する達令

教区青少幼年教化推進本部規程（1991 年達令公示第 28 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条中「第 32 条」を「第 33 条」に改める。

附 則

この達令は、2025 年 7 月 1 日から施行する。